

農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)

ICT(情報通信技術)を活用して、農業水利施設やため池、集落排水施設などの農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化を促進するため、情報通信環境の整備を支援します。

情報通信環境の整備

農業農村インフラ管理の省力化・高度化



ため池の水位の監視



ソーラ式電動ゲートの設置

スマート農業



自動給水栓や環境センサーの導入

地域活性化



リモートオフィス

1. 農業農村における情報通信環境整備はなぜ必要か？

農村地域では、少子高齢化、人口減少の進行等により、農業農村インフラの維持管理体制の脆弱化や農業生産における労働不足等が懸念され、情報通信技術の活用に期待が高まっています。一方、新型コロナウイルス感染症拡大により、農村の価値が再認識され、地方移住への関心が高まっており、こうした動きを地域活性化につなげるためには、農村に安心して住み続けるための条件整備が必要です。

このため、農林水産省では、本対策により、農業農村における情報通信環境の整備に取り組む地域を支援します。

課題

少子高齢化・人口減少等

農業農村インフラの管理体制の脆弱化
農業生産における労働力不足 等

情勢変化

ライフスタイルの多様化
新型コロナウイルス感染症拡大の影響 等

地方移住への関心の高まり

情報通信技術の活用

安心して住み続けられる条件整備

その基盤として...

情報通信環境が不可欠

2. 情報通信環境整備対策のイメージ



農業農村インフラの
管理の省力化・高度化に
関する利用

スマート農業の実装に
関する利用

地域活性化に関する利用

無線基地局は地域の実状を踏まえて適切な通信規格を選定可能

3. 支援の対象となる取組

計画策定事業（ソフト事業）

・・・国庫補助：定額

情報通信環境の整備に向けた、次のような取組を支援します。

- ①. 計画策定支援事業（事業主体：都道府県、市町村、土地改良区等／期間：原則2年以内
ア 一般型、イ 先進的情報通信環境整備型、ウ 土地改良区運営基盤強化型

(1) 事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ等調査



- 事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査
- 調査結果を基にした情報通信施設の導入規格選定等に関する技術的検討

(2) 専門家の派遣、ワークショップ



- (1)の取組を補完するとともに、地域のニーズに沿った情報通信施設の整備に関する合意形成を促進するための専門家の派遣やワークショップの実施

(3) 機器の試験設置、試行調査



- 事業実施区域における無線基地局と水位センサ等の試験設置
- 送受信機間の電波通信状況の把握等のための試行調査

(4) 整備計画の策定【ア：必須、イ・ウ：任意】



- (1)～(3)の成果を踏まえた、施設の整備に向けた「情報通信環境整備計画（仮称）」の策定

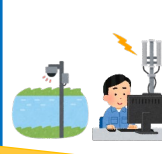
💡ポイント①
計画を作った場合は、施設の整備に取り組んでいただく必要があります。

(5) 適応可能性の検討【イのみ】



- 衛星通信等の先進的技術を用いた情報通信施設の適応可能性の検討（技術的検討、コスト比較、実機を用いた検証、利用者アンケート等）

(6) 運用手法の検討【ウのみ】



- 員外利用者との調整等に係る情報通信施設の運用手法の検討（ニーズの把握、利用料徴収手法の検討、運営基盤への効果の検証等）

- ②. 計画策定促進事業（事業主体：民間団体／期間：1年以内）

事業を実施する自治体、土地改良区等の課題解決を全国的にサポートする民間団体の活動

- 全国横断的な課題への対応策の調査・検討及び横展開
- 個別の事業実施地区への専門的な課題へのサポート



💡ポイント②
イ・ウの事業は、(5)(6)の検討成果等を②の事業で実施する調査に提供いただく必要があります。

施設整備事業（ハード事業）

・・・国庫補助：1/2等、事業実施期間：原則3年以内

農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及びこれらの施設を地域活性化に有効利用するための附帯設備の整備を支援します。

(1) 農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な

①光ファイバ、②無線基地局 の整備【必須】



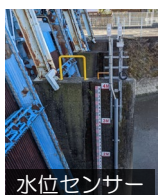
農業農村インフラの管理の省力化・高度化



スマート農業



(2) ①、②を活用して農業農村インフラの監視・制御やスマート農業を行うための附帯設備の整備（送受信機、RTK-GNSS基準局※等）



※RTK-GNSS基準局のみ、①、②の整備を伴わない場合も整備を支援

(3) ①、②を活用して地域活性化に有効利用するための附帯設備の整備（送受信機等）

地域活性化



活性化施設のフリーWi-Fi

※「農業農村インフラ」とは、「ほ場、農業用排水施設、農道等の農業生産基盤及び農業集落排水施設、農業集落道、営農飲雑用水施設、農業集落防災安全施設等の農村生活環境基盤」を指します。

※ 補助の対象は事業実施主体が所有するものが基本です。

4. 事業実施要件

💡ポイント：居住エリア向けの光ファイバ整備済みエリアや携帯電話通信可能エリアでも事業実施は可能です。

事業の種類	事業実施主体	国庫補助率	実施区域	交付要件	実施期間
計画策定事業	・ 都道府県 ・ 市町村	定額	1. 農業振興地域及びこれと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域	1. 事業実施計画を策定していること。	原則2年以内 1年以内※2
施設整備事業	・ 地方公共団体の一部事務組合 ・ 農業協同組合 ・ 農業協同組合連合会 ・ 土地改良区※1 ・ 土地改良区連合※1 ・ 農業者の組織する団体 ・ 地方公共団体等が出資する法人 ・ 地域協議会 ・ 民間団体※2	平地 1/2 条件不利地※3 55/100 奄美 6/10 沖縄 2/3	2. 農林業センサス規則で定める農業集落及び一体と考えられる区域内の区域 3. 都道府県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲の農道又は集落道	1. 事業実施計画を策定していること。 2. 事業費の合計が800万円以上（RTK-GNSS基準局単独整備の場合は200万円以上※4） 3. 受益面積の合計がおおむね20ha（中山間地域等5ha）以上※5 4. 受益者数が農業者2者以上※6	原則3年以内

※1 計画策定事業のうち、計画策定支援事業の土地改良区運営基盤強化型は、土地改良区又は土地改良区連合のみが事業実施主体の対象です。

※2 計画策定事業のうち、計画策定促進事業のみが対象です。

※3 特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、豪雪地帯特別対策措置法、棚田地域振興法、急傾斜地農業振興臨時措置法の各法に定める指定地域を指します。

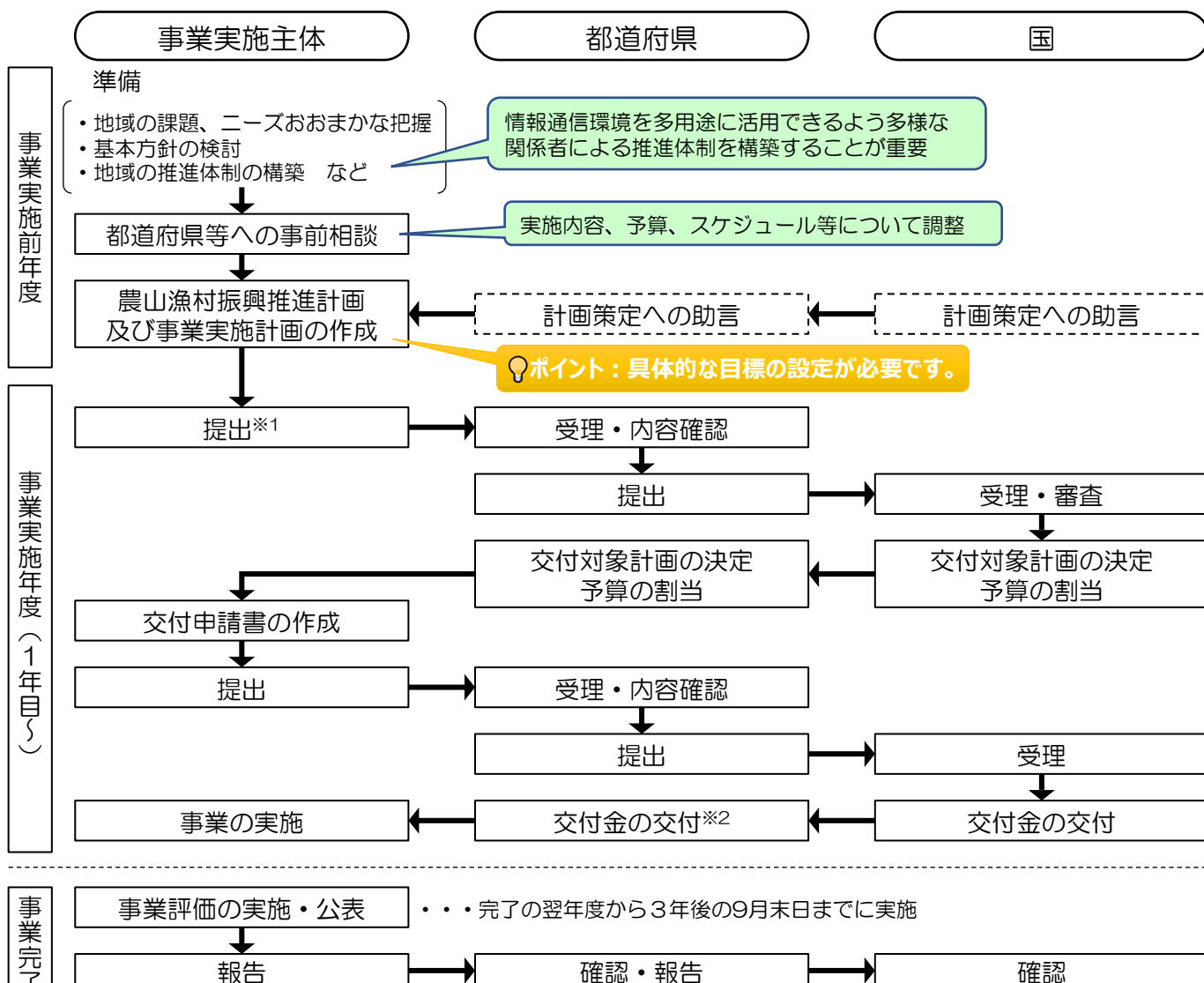
※4 RTK-GNSS基準局の整備にあっては、利用可能な近傍の公設RTK-GNSS基準局との離隔が原則半径10km以上である必要があります。

※5 面積要件は農業用排水施設の管理のための情報通信施設整備を行う場合のみ適用されます。

※6 受益者数の要件はスマート農業のための情報通信施設整備を行う場合のみ適用されます。

5. 事業の実施手順

（申請書類の準備は余裕を持って行ってください。）



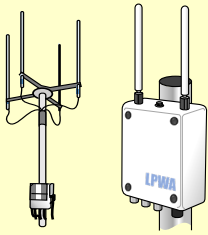
※1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の提出は重要な変更がある場合を除き、初年度のみです。

2年目以降は、年度別事業実施計画を提出します。

※2 交付額については、予算の状況により要望額の交付が行えない場合があります。

6. よくあるご質問

Q1. 無線基地局を整備する場合、通信規格は限定されますか？



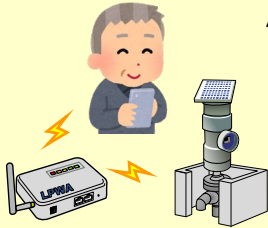
A1. 無線基地局の通信規格は限定していません。計画策定事業等により地域のニーズ等を確認した上で、最適なものを選定いただくことになります。

Q2. 自動運転トラクタや、後付けタイプの自動運転用の端末を購入することはできますか？



A2. 自動運転トラクタの導入費用は補助対象外となりますが、本事業で整備する情報通信施設を介して使用する自動運転のためのガイダンスシステム等の導入費用は補助対象となります。

Q3. スマートフォン等で遠隔操作が可能な自動給水栓は導入できますか？



A3. 本事業で整備するLPWA等の無線基地局を介して使用する自動給水栓の導入費用は補助対象になります。

Q4. 整備後の施設の維持管理費やソフトウェアの月額利用料は補助対象ですか？



A4. 本事業は、情報通信施設の整備に必要な経費が補助対象です。このため、施設運用後の維持管理費や月額利用料等のランニングコストは補助対象外です。

7. 事業に関する問合せ先及びホームページ

地域	問い合わせ先窓口		連絡先
北海道	農林水産省農村振興局	整備部地域整備課 農村資源利活用推進班	電話：03-3502-8111
東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）	東北農政局	農村振興部地域整備課	電話：022-263-1111
関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）	関東農政局	農村振興部地域整備課	電話：048-600-0600
北陸（新潟県、富山県、石川県、福井県）	北陸農政局	農村振興部地域整備課	電話：076-263-2161
東海（愛知県、岐阜県、三重県）	東海農政局	農村振興部地域整備課	電話：052-201-7271
近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）	近畿農政局	農村振興部地域整備課	電話：075-451-9161
中国四国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）	中国四国農政局	農村振興部地域整備課	電話：086-224-4511
九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）	九州農政局	農村振興部地域整備課	電話：096-211-9111
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局	農林水産部農村振興課	電話：098-866-0031

農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/jouhoutsuushin/jouhou_tsuushin.html

